

令和 7 年 9 月 2 2 日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和 7 年度 9 月期）

総務省は、令和 7 年度 9 月期分の交通安全対策特別交付金の額を
9 月 2 2 日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

1 9, 7 5 7 百万円

2 現金交付

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：澤田理事官・長尾

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和7年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市 町 村 分
1 北海道	482	459
2 青 森	132	64
3 岩 手	140	69
4 宮 城	158	174
5 秋 田	105	51
6 山 形	129	62
7 福 島	201	96
8 茨 城	285	143
9 栃 木	199	100
10 群 馬	321	160
11 埼 玉	625	422
12 千 葉	522	344
13 東 京	1,270	634
14 神奈川	546	758
15 新 潟	156	155
16 富 山	104	52
17 石 川	108	54
18 福 井	69	34
19 山 梨	87	42
20 長 野	249	118
21 岐 阜	175	86
22 静 岡	421	448
23 愛 知	734	628
24 三 重	151	76
25 滋 賀	124	62
26 京 都	140	170
27 大 阪	706	704
28 兵 庫	511	404
29 奈 良	117	56
30 和歌山	74	35
31 鳥 取	51	24
32 島 根	70	33
33 岡 山	157	165
34 広 島	183	186
35 山 口	119	59
36 徳 島	84	41
37 香 川	107	53
38 愛 媛	117	58
39 高 知	65	30
40 福 岡	480	532
41 佐 賀	109	54
42 長 崎	122	61
43 熊 本	121	134
44 大 分	121	60
45 宮 崎	139	69
46 鹿児島	175	85
47 沖 縄	128	62
合 計	11,389	8,368

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入（運用益を含む。）から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- （例示）
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく（ガードフェンス、防護柵）
 - ・ 道路反射鏡（カーブミラー）

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2：1：1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない（この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。）。

6 交付時期

年2回（9月及び3月）

7 交付総額算定までのフローチャート

